(12) うめ

区分	省令技術名	認定基準	[参考]県慣行基準
有機質資材施用技術	① たい肥等有機質資材施用技術 (使用の目安:1t/10a)※ 土壌診断に基づくもの (ナギナタガヤ・ライ麦等による草生栽培を含む)		
化学肥料低減技術	 局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術 	化学肥料由来 7.0kg/10a以下	の窒素成分量 10.0kg/10a
化学農薬低減技術	① 機械除草技術	化学農薬使用回数(成分数) •	
	 生物農薬利用技術 天然物質由来農薬利用技術 フェロモン剤利用技術 マルチ栽培技術 	7回以下	10回